

# ドイツにおける脱原発のための立法措置

海外立法情報課 渡辺 富久子

## 【目次】

はじめに

- I 原子力政策転換の経緯
- II 第13次原子力法改正法
- III エネルギー供給構造改革のための法律
  - 1 再生可能エネルギーによる発電を促進するための法的枠組を新たに定める法律
  - 2 エネルギー事業関連法令を改正する法律
  - 3 送電システムの整備を迅速化する措置を定める法律
  - 4 特別財産「エネルギー・気候基金」を設立する法律を改正する法律
  - 5 地方自治体の開発に際して気候の保護を促進するための法律
  - 6 船舶航行関連法令の第1次改正法

おわりに

翻訳：原子力の平和的利用及びその危険に対する防護に関する法律（原子力法）（抄）  
送電システムの整備を迅速化するための法律

はじめに

ドイツでは、2002年の原子力法の改正により、2022年までの脱原発及び新規の原発建設の禁止がすでに定められていた。しかし、2022年までの脱原発は時期尚早だとして、2010年には、脱原発の完了時期は14年延長された。ところが、2011年3月11日の東日本大震災を原因とする福島第一原発の事故があり、メルケル首相（キリスト教民主同盟：CDU）をはじめとするドイツ政府は、再び原発政策の見直しを迫られた。

その結果、脱原発を含むエネルギー政策全般の検討が強力に推し進められ、脱原発の完了時期を2002年法のものに戻す第13次原子力法改正法、そして、これに伴い再生可能エネルギー

の利用率を高めるエネルギー供給構造改革のための6つの法律が、2011年7月に成立した。原子力法の改正では、2022年までの脱原発が定められ、また、再生可能エネルギー法の改正では、電力供給中に占める再生可能エネルギーの割合を2020年に35%、2050年に80%に引き上げる目標が定められた。再生可能エネルギー法の改正では、他に、再生可能エネルギーによる電力供給を市場の需要に合わせるための補償額の変更及び市場プレミアム制度の導入が定められた。エネルギー事業法の改正では、EUのエネルギー政策が国内法化され、スマートメーターの設置義務が設けられた。また、送電システムの整備を迅速化する措置を定める法律が制定され、州際的又は国際的な超高压送電線を建設するための手続が新たに定められた。これは、これまで州が主体となって行ってきた手続を連邦が統一的に行うこととし、関係者の参加を手続の早い段階から認めながらも、手続に要する時間の短縮を図るものである。

本稿では、第I章で、原子力政策転換の経緯を紹介し、第II章で、第13次原子力法改正法の概要を紹介する。第III章では、エネルギー供給構造改革のための6つの法律の概要を紹介する。また、原子力法の関連条文及び送電システムの整備を迅速化するための法律の翻訳を末尾に付す。

## I 原子力政策転換の経緯

ドイツでは元来、反原発の世論が強く、2002年にはすでに、当時の社会民主党（SPD）と緑の党の連立政権が2022年までに脱原発を完了するための原子力法改正（以下「脱原発法」）を行っていた<sup>(1)</sup>。しかし、2010年の秋には、現在のキリ

スト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) と自由民主党 (FDP) の連立政権が、2022 年に脱原発を完了すると必要な電力を賄う見通しが立たなくなるとの理由から、再生可能エネルギー等の整備が進むまでの移行措置として原子力発電を位置づけ、原発の稼働期間を最長で 14 年延長することを決定し<sup>(2)</sup>、原子力法を改正した (以下「第 11 次原子力法改正法」)<sup>(3)</sup>。また、連邦政府は、原発の稼働期間延長の決定と同時に、長期的なエネルギー計画 (Energiekonzept)<sup>(4)</sup> を決定した。

しかし、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する福島第一原発事故を受け、脱原発を叫ぶデモがドイツ各地で展開された。メルケル首相は、前回の原子力法改正から半年しか経過していないにもかかわらず、再び原子力政策を見直すことを決断した。3 月 15 日には、ドイツにある 17 基の原発のうち、1980 年以前に稼働を開始した 7 基と、事故のため 2007 年から稼働を停止していた 1 基を、3 か月間一時停止することが決められた。この間、脱原発を何年までに完了すべきかについての検討が集中的に行われた。連邦環境省の諮問機関である原子炉安全委員会では、原子炉の安全性の基準が検討された。また、今回連邦首相府に置かれた「確実なエネルギー供給のための倫理委員会」では、政界、経済界、教会、労働組合の代表など各界の 17 人のメンバーが、エネルギー政策全般の方向性について検討し、検討結果を取りまとめた<sup>(5)</sup>。

これらの検討を踏まえ、連邦政府は 2011 年 6 月 6 日に、2022 年までに脱原発を完了することを定める第 13 次原子力法改正法案を閣議決定した。同時に、連邦政府は、再生可能エネルギー法の改正を含むエネルギー供給構造改革のための 7 つの法案を閣議決定した。これら 8 法案は、6 月 30 日に連邦議会で採決され、第 13 次原子力法改正法案は、賛成 513、反対 79、保留 8、欠席 20 で、原案どおり可決された。反対したのは主に左派党の議員で、他の政党 (CDU/CSU、FDP、SPD、緑の党) の議員は概ね賛成した。エネルギー供給構造改革のための 7 法案は、それぞれ修正の上可決された。

7 月 8 日には、これら 8 法案のうち、住宅の省エネ改修に対する税制優遇措置法案を除く 7 法案が連邦参議院を通過した。連邦参議院は 16 州の代表から構成され、州の利害に関わる法案の成立には、連邦参議院の同意を必要とする。今回の 8 法案のうち、住宅の省エネ改修に対する税制優遇措置法案のみが連邦参議院の同意を必要とする法律であった。当該税制優遇措置により州の税収が減ることになり、連邦参議院は連邦の負担増を要求したため<sup>(6)</sup>、この法案に対する連邦参議院の同意は得られなかった。現在、連邦政府は、法案合同審査会の開催を要求する見込みであることが報道されている<sup>(7)</sup>。

(1) Gesetz zur geordneten Beendigung der Kernenergienutzung zur gewerblichen Erzeugung von Elektrizität vom 22. April 2002 (BGBl. I S.1351).

(2) 2002 年の脱原発法及びその後の経緯については、山口和人「ドイツの脱原発政策のゆくえ」『外国の立法』244 号、2010.6, pp.71-80. を参照。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/024407.pdf>〉以下、インターネット情報は、2011 年 8 月 31 日現在である。

(3) Elftes Gesetz zur Änderung des Atomgesetzes vom 8. Dezember 2010 (BGBl. I S.1814).

(4) 原発の稼働期間を 8～14 年延長し、2050 年には電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を 80% とすることなどが主な内容であった。〈[http://www.erneuerbare-energien.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/energiekonzept\\_bundesregierung.pdf](http://www.erneuerbare-energien.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/energiekonzept_bundesregierung.pdf)〉

(5) 福島第一原発事故後から 4 月上旬までの、ドイツ政府の原発政策に関する動きについては、渡辺富久子「【ドイツ】脱原発が加速」『外国の立法』247-2 号、2011.5, pp.25-29. を参照。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02470209.pdf>〉

(表 1) 原子炉の稼働終了年

原子炉名	稼働開始年	脱原発法の稼働終了年 (2002)	第11次原子力法改正法の稼働終了年 (2010)	第13次原子力法改正法の稼働終了年 (2011)
ブルンスビュッテル	1976	2012	2020	2011
ブロクドルフ	1986	2019	2033	2021
クリュンメル	1983	2019	2033	2011
ウンターヴェーザー	1978	2012	2020	2011
エムスラント	1988	2020	2034	2022
グローンデ	1984	2018	2032	2021
ビブリス A	1974	2011	2020	2011
ビブリス B	1976	2011	2020	2011
グラーフエンラインフェルト	1981	2014	2028	2015
フィリップスブルク 1	1979	2012	2020	2011
フィリップスブルク 2	1984	2018	2032	2019
ネッカーヴェストハイム 1	1976	2011	2019	2011
ネッカーヴェストハイム 2	1989	2022	2036	2022
グンドレミンゲン B	1984	2015	2030	2017
グンドレミンゲン C	1984	2016	2030	2021
イザール 1	1977	2011	2019	2011
イザール 2	1988	2020	2034	2022

(出典) *Frankfurter Rundschau*, 18. März 2011, S.5. 等を参照して筆者作成。  
網掛けは、一時停止後、再稼働をしないことが定められた原子炉。

## II 第13次原子力法改正法

第13次原子力法改正法<sup>(8)</sup>の主な内容は、脱原発の完了時期を2022年末とし、各原発の稼働停

止時期を明確にしたことである。福島第一原発の事故後、メルケル首相の指示により一時停止していた8基の原子炉は、再稼働させないことが定められた。残りの9基の原子炉については、

(6) Entwurf eines Gesetzes zur steuerlichen Förderung von energetischen Sanierungsmaßnahmen an Wohngebäuden (Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6074, 17/6358, Bundesrat, *Drucksache*, 339/11(B)). 連邦議会の議決した法案の主な内容は、1994年以前に建設された住宅を対象として、省エネ改修により、類似の新築の住宅よりエネルギー消費が15%以上少なくなることを証明することができる場合に、省エネ措置を行った年から10年間、措置に要した費用の10%までを毎年所得から控除することができるというものである。この措置は、2022年までのものである。この法律により、連邦、州及び地方自治体の税収が1年あたり15億ユーロ減ると見込まれている。そのうち、州及び地方自治体の負担は、57.5%とされている。

(7) „Gebäude: Die steuerliche Sanierungshilfe wird neu verhandelt“, *Handelsblatt*, 26. Oktober 2011, S.18. 当初、連邦政府は、法案合同審査会の開催を要求するつもりではなかったが、ドイツ労働総同盟 (Deutscher Gewerkschaftsbund) などの団体が、連邦の各大臣に、州と妥協点を見出すよう要請した。税収の減少分を、投資から結果的に得られる税収の増加により埋め合わせる案が出されている。

(8) Dreizehntes Gesetz zur Änderung des Atomgesetzes vom 31. Juli 2011 (BGBl. I S.1704).

2015年、2017年、2019年に各1基、2021年、2022年に各3基が段階的に停止される（原子力法第7条第1a項）。

また、厳冬期に暖房のための電力需要が増え、停電となることを防ぐために、連邦ネットワーク庁<sup>(9)</sup>は、再稼働しないことが決まった原発8基のうち適切な1基を、2013年3月31日まで電力生産が可能な状態（待機状態）で維持するよう、2011年9月1日までに指定することができることと定められた（同第7条第1e項）。その後、連邦ネットワーク庁は、2011年8月31日、2013年3月31日まで原子炉1基を待機状態とすることは不要と判断する報告書を発表した<sup>(10)</sup>。<sup>(11)</sup>

### Ⅲ エネルギー供給構造改革のための法律

今回の第13次原子力法改正法により脱原発の完了時期を再び早めたため、再生可能エネルギーによる発電を増強しなければならないことが現実になった。そのため、電力供給に占める再生

可能エネルギーの割合を2020年までに35%、2030年までに50%、2040年までに65%、2050年までに80%をとする目標が再生可能エネルギー法で定められた（再生可能エネルギー法第1条<sup>(12)</sup>）。この目標を達成するために次の6つの法律が制定された。以下に、各法律の主な内容を紹介する。

#### 1 再生可能エネルギーによる発電を促進するための法的枠組を新たに定める法律

再生可能エネルギーによる発電を促進するための法的枠組を新たに定める法律<sup>(13)</sup>は、2012年1月1日に施行される。再生可能エネルギー法の改正が主な内容である。

再生可能エネルギー法は、1991年の電力供給法<sup>(14)</sup>を廃止して、新たに2000年に制定された<sup>(15)</sup>。再生可能エネルギー法の目的は、再生可能エネルギーから電力を生産するための技術を促進し、電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を引き上げることである。再生可能エネルギー法

(9) Bundesnetzagentur für Elektrizität, Gas, Telekommunikation, Post und Eisenbahnen.

1998年に、Bundesministerium für Post und TelekommunikationとBundesamt für Post und Telekommunikationが合併してRegulierungsbehörde für Telekommunikation und Postとして発足した組織である。2005年にエネルギー分野が統合された際、Bundesnetzagenturと名称を変更した。2006年には鉄道分野が統合された。連邦ネットワーク庁は、連邦経済技術省の下に置かれている。

(10) Bundesnetzagentur, *Bericht zu den Auswirkungen des Kernkraftausstiegs auf die Übertragungsnetze und die Versorgungssicherheit zugleich Bericht zur Notwendigkeit eines Reservekernkraftwerks im Sinne der Neuregelungen des Atomgesetzes*. <[http://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/DE/BNetzA/Presse/Berichte/2011/BerichtNotwResKKW31August2011pdf.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/DE/BNetzA/Presse/Berichte/2011/BerichtNotwResKKW31August2011pdf.pdf?__blob=publicationFile)>

(11) 渡辺富久子「【ドイツ】脱原発のための原子力法改正」『外国の立法』248-2号, 2011.8, pp.16-17. を参照。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02480208.pdf>>

(12) この目標は、2010年秋に連邦政府が決定したエネルギー計画に基づくものである。

(13) Gesetz zur Neuregelung des Rechtsrahmens für die Förderung der Stromerzeugung aus erneuerbaren Energien vom 28. Juli 2011 (BGBl. I S.1634). この項の解説は、主に Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6071. 17/6363 による。

(14) Gesetz über die Einspeisung von Strom aus erneuerbaren Energien in das öffentliche Netz (Stromeinspeisungsgesetz) vom 7. Dezember 1990 (BGBl. I S.2633).

(15) Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz) sowie zur Änderung des Energiewirtschaftsgesetzes und des Mineralölsteuergesetzes vom 29. März 2000 (BGBl. I S.305). ドイツにおける再生可能エネルギー法制定に至る経緯及び2004年までの改正経過については、渡辺齊志「ドイツの再生可能エネルギー法」『外国の立法』225号, 2005.8, pp.61-86. を参照。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/225/022506.pdf>> 2008年に全面改正され、2009年から施行されている再生可能エネルギー法については、山口和人「ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法（2）—2009年再生可能エネルギー法」『外国の立法』241号, 2009.9, pp.101-132. を参照。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/241/024105.pdf>>

で定める制度の基本的な構造は、次の3点である。

①配電事業者（Netzbetreiber）は、再生可能エネルギーによる発電施設を系統に接続する義務を負う。②配電事業者は、再生可能エネルギーによる電力を、他のエネルギー源による電力よりも優先的に買い取り、送電し、供給する義務を負う。③再生可能エネルギーによる発電施設の施設管理運営者（Anlagenbetreiber）（以下「施設管理運営者」）は、20年間、発電量に応じた固定額の補償を受け取る。施設管理運営者は、この補償により投資を回収することができる。補償は、最終的には消費者が負担する仕組みになっている。

この基本的な構造は今後も維持する必要があるが、再生可能エネルギーの割合を増やすことに合わせて、エネルギー供給構造及び再生可能エネルギー法で定める制度をも変えていく必要がある。

再生可能エネルギーによる発電促進のための法的枠組を新たに定める法律による再生可能エネルギー法の主要な改正点は、次のとおりである。

・再生可能エネルギーに対する補償額の変更

これまで、再生可能エネルギーの利用がそれほど増えていない分野で発電が増えるよう、補償体系の変更が行われた。例えば、洋上風力発電の稼働開始後最初の12年間の当初補償額は、1キロワット時につき13.0セントから15.0セントに引き上げられた。また、当初補償額の期間を8年に短縮して、この間の補償額を1キロワット時につき19.0セントとする選択肢も新たに設けられた（再生可能エネルギー法第31条）。地熱発電に対する補償額も引き上げられた（同第28条）。

また、最終消費者は施設管理運営者に対す

る補償を最終的に負担している（再生可能エネルギー法賦課金）が、この負担を増やさないためにも、補償額や補償体系は必要に応じて見直す必要がある。2010年に最終消費者が負担した補償額は、総額で90億ユーロであったと推定されている。この負担を増やさないために、今回の改正では、バイオマス発電に対する補償が引き下げられた（同第27条）。

・製造業の中小企業の負担軽減

従来、電力消費量の多い製造業の再生可能エネルギーのための負担が軽減されるよう、電力消費量の多い企業は優遇措置を受けてきたが、この優遇措置を受けられる対象企業の範囲が拡大された。従来、優遇措置の対象は、直前の事業年度の電力消費量が10ギガワット時超、かつ、企業の粗付加価値に対する電力費用の割合が15%超である企業であったが、この基準が、直前の事業年度の電力消費量が1ギガワット時以上、企業の粗付加価値に対する電力費用の割合が14%以上に引き下げられた（同第41条）。

・市場プレミアム制度の導入

エネルギー市場の動向に合わせたエネルギー供給を促進するため、配電事業者による施設管理運営者に対する補償と並ぶもう一つの柱として、市場プレミアム制度が導入された。市場において電力を直接販売した施設管理運営者は、配電事業者に対して市場プレミアム請求権を有する。ここで、市場プレミアムとは、補償額と市場価格の差額である。設備容量が750キロワット以上のバイオガス<sup>(16)</sup>による発電施設の施設管理運営者は、2014年以降、市場における電力の直接販売が義務付けられた（同第33a条～第33i条）。

(16) バイオガスとは、バイオマスを嫌気下で発酵させることにより製造されるガスである（再生可能エネルギー法第3条第2b号）。

## 2 エネルギー事業関連法令を改正する法律

エネルギー事業関連法令を改正する法律<sup>(17)</sup>は、2011年8月10日から施行されている。電気及びガスの供給に関する法律（以下「エネルギー事業法」）の改正が、主要な内容である。

エネルギー事業法は、電気・ガスの供給を確実にし、電気・ガス系統の事業者に課す規制によって電気・ガス供給における効果的な競争を促し、エネルギー供給網を長期的に安定化するための法律である。また、エネルギー事業法においては、EUのエネルギー供給に関する指令が国内法化されている。

今回の改正では、EUの第3次エネルギーパッケージ（第3次電力自由化指令2009/72/EC及び第3次ガス自由化指令2009/73/EC他3規則）<sup>(18)</sup>等のEUの法令に従って国内法が整備された。EUの第3次エネルギーパッケージは、第1次電力自由化指令(1996)、第1次ガス自由化指令(1998)、第2次電力、ガス自由化指令（2003）によって行われてきたエネルギー市場の自由化を一層推進するものである。

エネルギー事業関連法令を改正する法律によるエネルギー事業法の主要な改正点は、次のとおりである。ここでは、電気に関する部分のみを取り上げ、ガスに関する法令の改正については触れないこととする。

### ・送電部門の発電・供給部門からの分離

第3次エネルギーパッケージでは、EUにおける電力市場の開放を促進するためには、送電部門の独立性を強化することが必要だとされている<sup>(19)</sup>。送電部門の分離の形態として、第3次エネルギーパッケージで予定された3つのオプションすべてが採用された。すなわち、所有分離（第8条）、独立系統運用者（ISO）（第9条）、独立送電運用者（ITO）（第10条）<sup>(20)</sup>である。これらの送電系統運用者（Übertragungsnetzbetreiber）<sup>(21)</sup>は、連邦ネットワーク庁の認可を受けなければならないとされたが（第4a条）、送電部門分離の要件を満たしている必要がある。

### ・送電系統運用者間で調整された系統開発計画

送電系統運用者は、毎年、電力供給の安定化と費用効率化のために、相互に調整の上、

(17) Gesetz zur Neuregelung energiewirtschaftsrechtlicher Vorschriften vom 26. Juli 2011 (BGBl. I S.1554). この項の解説は、主に Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6072, 17/6365 による。

(18) Third Energy Package. 2009年9月3日に発効した。その内訳は、Regulation (EC) No.713/2009 of 13 July 2009 establishing an Agency for the Cooperation of Energy Regulators (欧州エネルギー規制機関設立規則), Regulation (EC) No.714/2009 of 13 July 2009 on condition for access to the network for cross-border exchanges in electricity and repealing Regulation (EC) No.1228/2003 (電力国際取引規則), Regulation (EC) No.715/2009 of 13 July 2009 on condition for access to the natural gas transmission networks and repealing Regulation (EC) No.1775/2005 (ガス国際取引規則), Directive 2009/72/EC of 13 July 2009 concerning common rules for the internal market in electricity and repealing Directive 2003/54/EC (第3次電力自由化指令), Directive 2009/73/EC of 13 July 2009 concerning common rules for the internal market in natural gas and repealing Directive 2003/55/EC (第3次ガス自由化指令). 第3次エネルギーパッケージの概要については、植月献二「EUにおけるエネルギーの市場自由化と安定化供給—事業者分離をめぐる一—」『外国の立法』250号, 2011.12, pp.26-70.; 亀山直人他「海外事務所報告 欧州電気事業の最近の動向—第3次パッケージにより加速される自由化と世論変化を踏まえた脱原子力政策見直しの動き」『海外電力』52巻2号, 2010.2, pp.6-13. を参照。

(19) 発電・供給部門は市場参入しやすいのに対して、送電部門は自然独占性があることから、両部門を効果的に分離することにより、送電部門が中立的な市場となる。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6072, S.45.

(20) 送電系統運用者は、直接又は間接に送電系統を所有しなければならないが、発電・電力供給者は、直接又は間接に送電系統を所有する権利を有しないことが、所有分離の原則である。だが、2009年9月3日の時点で、垂直統合型事業者が送電系統を所有している場合には、独立系統運用者又は独立送電運用者の形態を選択することができる。独立系統運用者は、送電系統の運用及び経営を独立して行うものであり、独立送電運用者は、垂直統合型事業者が法律に定める基準を遵守して、送電事業の運用のみを独立させて設立するものである（エネルギー事業法第8条～第10条）。

共同して系統開発計画 (Netzentwicklungsplan) を作成することとされた。系統開発計画の作成のために、送電系統運用者は、連邦政府の中長期的なエネルギー政策の目標を考慮して、10年後及び20年後のエネルギー市場動向予想 (Szenariorahmen) を作成し<sup>(22)</sup>、連邦ネットワーク庁に提出する。連邦ネットワーク庁は、意見を公募し、それを考慮した上で市場動向予想を承認する。送電系統運用者は、市場動向予想を基に系統開発計画を共同で作成し、毎年3月3日に、連邦ネットワーク庁に提出する。系統開発計画には、具体的な系統整備措置が記載され、意見公募、戦略的環境影響評価を経て、連邦ネットワーク庁により承認される。連邦ネットワーク庁は、少なくとも3年に1回、系統開発計画を連邦需要計画 (Bundesbedarfsplan) 案として連邦政府に提出する。同案では、州際又は国際的な超高压送電線が挙げられる。連邦政府は、少なくとも3年に1回、連邦需要計画の草案を連邦議会に提出する。連邦議会は、連邦需要計画を法律で制定する (エネルギー事業法第12a条～第12e条)。

#### ・消費者の権利の強化

エネルギー分野における独立した調停機関の設置が新たに定められた (同第111a条～第111c条)。これは、消費者と事業者 (供給事業

者及び検針事業者) との間の紛争を解決するための機関である。また、供給事業者は、消費者から供給事業者変更のために新規契約の申込があった場合には、手続に要する期間は、申込から3週間を超えてはならないとされた (同第20a条)。

#### ・スマートメーター<sup>(23)</sup>設置に関する規定

スマートメーターを使うと詳細な消費データを把握することができるようになり、消費者のコスト意識が高まる。EUの第3次電力自由化指令では、その附則で、加盟国はスマートメーターの導入を促進し、2020年までには少なくとも80%の世帯にスマートメーターが設置されるようにしなければならないと定めている。

今回のエネルギー事業法の改正では、①新築され又は大規模改修される建築物、②年間6,000キロワット時以上を消費する建築物、③再生可能エネルギー法又は熱電併給法に基づく新築の施設<sup>(24)</sup>で設備容量が7キロワット以上のものという3種類の建築物に対してスマートメーターの設置が義務付けられた (同第21c条)。

### 3 送電系統の整備を迅速化する措置を定める法律

送電系統の整備を迅速化する措置を定める法律<sup>(25)</sup>は、2011年8月4日から施行されている。こ

(21) エネルギー事業法第3条第32号によれば、送電 (Übertragung) とは、超高压及び高压並びに国際間の送電系統で、最終消費者又は配電事業者への供給のためのものであるが、最終消費者への電力供給は含まない。また、同条第10号によれば、送電系統運用者 (Betreiber von Übertragungsnetzen) は、送電を任務とし、特定地域において送電系統及び他の系統への送電線の運用、維持及び拡充を行う自然人若しくは法人又はエネルギー供給会社の法的に独立した部門である。

(22) 送電系統運用者4社による2012年の系統開発計画のための市場動向予想は、連邦ネットワーク庁のホームページ上で公開され、意見の公募が行われた。Szenariorahmen für den Netzentwicklungsplan 2012。〈[http://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/DE/BNNetzA/Sachgebiete/Energie/Energienetzau-sbau/SzenariorahmenNEP\\_2012pdf.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/DE/BNNetzA/Sachgebiete/Energie/Energienetzau-sbau/SzenariorahmenNEP_2012pdf.pdf?__blob=publicationFile)〉

(23) スマートメーターとは、実際のエネルギー消費及び利用時間を把握するために通信網に組み込まれた自動検針装置である (エネルギー事業法第21d条)。

(24) 再生可能エネルギーによる発電施設又は熱電併給施設。

(25) Gesetz über Maßnahmen zur Beschleunigung des Netzausbaus Elektrizitätsnetze vom 28. Juli 2011 (BGBl. I S.1690)。この項の解説は、主に Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6073, 17/6366 による。

の法律により、送電システムの整備を迅速化するための法律<sup>(26)</sup>が制定されるとともに、エネルギー事業法や電力系統使用料令等が改正された。送電システムの整備を迅速化する措置を定める法律の主要な内容は、以下のとおりである。

(1) 送電システムの整備を迅速化するための法律の制定

脱原発の結果、電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を高めることが目標とされた。特に洋上風力発電を活発に行うことが期待されている北ドイツから、電力消費量の多い南ドイツへの大容量送電を可能にするために、送電システムの整備が緊急に必要とされている。また、従来型エネルギーを経済的に投入するため、欧州内の電力取引を円滑にするためにも、送電システムの整備が不可欠である。ドイツエネルギー機構<sup>(27)</sup>の調査によれば、2020年までに3,600キロメートルの長さの38万ボルトの超高圧送電線<sup>(28)</sup>を新規に建設しなければならない。そこで、送電システムの整備を迅速化するための法律により、複数の州又は国にまたがる超高圧送電線の整備事業に係る手続が定められた<sup>(29)</sup>。

手続においては、超高圧送電線の整備事業と国土計画や環境との適合性の審査が行われ、環境影響評価や国土計画、自然保護に関する法令を考慮した許認可手続が行われる。元来、このような審査は州の事務であるが、複数の州や国

にわたる超高圧送電線の整備事業の場合には複数の州での審査が必要となることから、従来の方法では許認可手続に相当な時間がかかっていた。そこで、手続を迅速化するために、これを連邦の事務とした。これにより、手続に要する時間が、従来の10年程度から4～5年に短縮される見込みである。また、計画の早期の段階から市民が手続に参加することも保証されている。手続の段階は、連邦部門計画と計画確定の2つに分かれている。

・ 連邦部門計画

連邦部門計画 (Bundesfachplanung)<sup>(30)</sup>は、連邦需要計画で「州際的又は国際的な超高圧送電線」として議会で承認された送電線に対して、送電回廊 (Trassenkorridore)<sup>(31)</sup>を指定するものである。連邦部門計画の手続は、事業者<sup>(32)</sup>の申請により開始する。連邦ネットワーク庁は、事業者や国土計画を管轄する州の官庁等を招集して申請会議 (Antragskonferenz) を開催する。申請会議では、連邦部門計画で指定する送電回廊の対象や範囲を検討する (調査範囲の確定)。また、国土計画や環境との適合性も審査される。申請会議の結果に基づいて、事業者は、国土計画上の判定及び環境影響評価に必要な書類を連邦ネットワーク庁に提出する。書類は1か月間、連邦ネットワーク庁及び送電回廊に近い連邦

(26) Netzausbaubeschleunigungsgesetz Übertragungsnetz vom 28. juli 2011 (BGBl. I S.1690).

(27) Deutsche Energie-Agentur GmbH (dena).

(28) ヨーロッパでは、長距離・大容量の送電のために超高圧送電システムが使われている。超高圧とは、22万ボルト及び38万ボルトのものをいう。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6073, S.18.

(29) 2009年にも超高圧送電線の整備を促進する法律が制定されている。Gesetz zur Beschleunigung des Ausbaus der Höchstspannungsnetze vom 21. August 2009 (BGBl. I S.2870). 24の事業が同法の附則に掲げられており、それらには2011年の送電システムの整備を迅速化する措置を定める法律が適用されない。今回の法律では、手続が連邦にほぼ一本化され、手続はさらに迅速化された。

(30) この場合の部門 (Fach) とは、超高圧送電線という固有の分野である (sui generis)。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6073, S.19.

(31) 送電回廊は、電線を通す地帯のことで、500~1,000メートルの幅で指定される。 *ibid.*, S.19.

(32) 送電システムの整備を迅速化するための法律でいう「事業者」とは、連邦ネットワーク庁により指定された、系統開発計画の措置の施行に責任を有する送電システム運用者である (送電システムの整備を迅速化するための法律第3条第3項)。

ネットワーク庁の地方支分部局において縦覧に供し、連邦ネットワーク庁のホームページで周知される。何人も、異議を申し立てることができ、異議申立てのあった場合には、連邦ネットワーク庁が事業者及び異議申立人と協議を行う。連邦ネットワーク庁は、事業者が書類を提出した後6か月以内に連邦部門計画を決定しなければならない。連邦部門計画において指定された送電回廊は、連邦送電系統計画(Bundesnetzplan)<sup>33)</sup>に採用される(第4条～第17条)。

#### ・ 計画確定手続

次の段階は、連邦需要計画で定められた超高压送電線の建設又は改修についての計画確定手続(Planfeststellungsverfahren)である。計画確定手続は、行政手続法で定められる大規模事業のための許認可手続であり、所轄官庁が計画確定の決定をすると、当該計画のために必要なすべての許認可が同時に付与される。道路、鉄道、航空、水路などの大規模事

業に対して、計画確定手続が適用されている。計画確定手続においては、管轄官庁や市民に広範な参加の機会が与えられている。

送電系統の整備を迅速化するための法律案の原案において、この計画確定手続は、連邦ネットワーク庁の事務となっていたが、連邦議会で修正され、「計画確定官庁」と文言が変わり、同法の第2条で、連邦参議院の同意を必要とする法規命令により、連邦ネットワーク庁が計画確定手続を行うことを定めることができる、とされた。よって、法規命令でそのような連邦への委任を行わない場合には、州の官庁が管轄することになる。

計画確定手続も、事業者の申請により開始され、申請会議、公聴手続、環境影響評価等を経て、計画確定官庁により決定される(第18条～第28条)。

新規の超高压送電線の事業に係る手続の流れを表2に示す。

(表2) 超高压送電線の事業に係る手続の流れ

段階	主体	内容及び手続
1. 市場動向予想 (EnEW <sup>(注)</sup> 第12a条)	送電系統運用者	・ 中長期的なエネルギー市場の動向 ・ 意見公募の後、連邦ネットワーク庁が承認
2. 系統開発計画 (EnEW第12b条～第12d条)	送電系統運用者	・ 送電系統整備措置 ・ 官庁、市民による参加 ・ 戦略的環境影響評価
3. 連邦需要計画 (EnEW第12e条)	連邦ネットワーク庁 連邦議会	・ 州際的・国際的な超高压送電線を定める ・ 連邦議会が法律で制定
4. 連邦部門計画 (NABEG <sup>(注)</sup> 第4条～第17条)	連邦ネットワーク庁	・ 州際的・国際的な超高压送電線に対して送電回廊を指定 ・ 国土計画との適合性審査、戦略的環境影響評価 ・ 官庁、市民による参加 ・ 指定された送電回廊は、連邦送電系統計画に採用される
5. 計画確定 (NABEG第18条～第28条)	計画確定官庁	・ 超高压送電線の建設・改修事業計画の許認可手続 ・ 官庁、市民による参加 ・ 補足的な環境影響評価

注： EnEWはエネルギー事業法、NABEGは送電系統の整備を迅速化するための法律を指す。

出典： Bundesnetzagentur, *Wege der Netzausbaubeschleunigung Strom*, 12.Mai 2011. 等を参照して筆者作成。  
([http://www.efzn.de/uploads/media/Fachforum\\_1\\_-\\_Bourwieg.pdf](http://www.efzn.de/uploads/media/Fachforum_1_-_Bourwieg.pdf))

<sup>33)</sup> 鉄道、道路、水路の分野で連邦政府が策定する連邦交通網計画(Bundesverkehrswegeplan)に相当するもので、連邦送電系統計画は、今回新たに導入された。同計画は、投資の優先順位を示すものである。連邦交通網計画については、国土交通省「主要国運輸事情調査—ドイツ—(2008年版)」p.14.を参照。(http://www.mlit.go.jp/common/000112732.pdf)

## (2) エネルギー事業法の改正

洋上風力発電施設を系統に接続する義務が送電系統運用者に課せられているが（エネルギー事業法第17条第2a項）、これまで、この義務は2015年末まで適用するとされていた（同第118条第3項）。この経過規定が存在することにより、これまで洋上ウィンドパークの投資が進まなかった面があるため、当該経過規定は削除された。

また、11万ボルト以下の高圧送電線<sup>34)</sup>の新規建設は、原則として、地中化するものとする旨が定められた（同第43h条）。

## (3) 電力系統使用料令（Stromnetzentgeltverordnung）の改正

電力系統使用料令の改正により、38万ボルトの超高圧送電線の建設地の地方自治体は、送電線1kmにつき4万ユーロまでの額を送電系統運用者から支払われることになった。これは、道路や鉄道と違い、送電線は建設された地方自治体が恩恵を受けるものではないことからの配慮である。送電系統運用者は、次の年に電力系統使用料を決定する際、前年に行った当該支払を考慮することができる（電力系統使用料令第5条）。

## 4 特別財産「エネルギー・気候基金」を設立する法律を改正する法律

特別財産「エネルギー・気候基金」を設立する法律を改正する法律<sup>35)</sup>は、2011年8月10日から施行されている。

特別財産「エネルギー・気候基金」は、再生可能エネルギーによるエネルギー供給を助成するために、2011年1月1日に設置された。当初、

基金の資金源は、主に、原発の運営会社が国庫に納める核燃料税と、2013年からはCO<sub>2</sub>排出量取引からの収入の一部が想定されていた。核燃料税は、これによる国庫収入が23億ユーロを超えた場合、2011年から2012年までは3億ユーロ、2013年から2016年までは2億ユーロを上限として基金に繰り入れるというものであった。また、CO<sub>2</sub>排出量取引による国庫収入が9億ユーロを超えた場合、当該9億ユーロを超えた額が基金に繰り入れられるとされていた。<sup>36)</sup>

今回の原子力法改正で原発の稼働期間を短くした結果、核燃料税からの税収が、当初予定の年間23億ユーロから15億ユーロに減る試算になり、核燃料税から基金に入る資金の目途が立たなくなった。そのため、CO<sub>2</sub>排出量取引からの収入は、CO<sub>2</sub>排出量取引機関の経費として必要な分を除き、2012年から全額基金に繰り入れられることにした。2011年は、基金は、連邦から2億2500万ユーロを上限とする補助を受けることができるとされた（特別財産「エネルギー・気候基金」を設立する法律第4条）。

さらに、今回の改正により、基金の資金で行う措置として、「電気自動車の開発」が追加された（同第2条）。

## 5 地方自治体の開発に際して気候の保護を促進するための法律

地方自治体の開発に際して気候の保護を促進するための法律<sup>37)</sup>は、2011年7月30日から施行されている。建設法典（Baugesetzbuch）の改正が、主要な内容である。

<sup>34)</sup> 高圧とは、6万ボルト超22万ボルト未満をいう。

<sup>35)</sup> Gesetz zur Änderung des Gesetzes zur Errichtung eines Sondervermögens „Energie- und Klimafonds“ (EKFG-ÄndG). vom 29. Juli 2011 (BGBl. I S.1702). この項の解説は、主に Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6075, 17/6356 による。

<sup>36)</sup> 渡辺富久子「【ドイツ】原子力法の改正」『外国の立法』247-1号, 2011.1, pp.6-7. を参照。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02460103.pdf>〉

<sup>37)</sup> Gesetz zur Förderung des Klimaschutzes bei der Entwicklung in den Städten und Gemeinden vom 22. Juli 2011 (BGBl. I S.1509). この項の解説は、主に Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6076, 17/6357 による。

都市計画について定める法規において、気候保護を強化することは、2009年の連立協定<sup>(38)</sup>で予定されていた。また、2010年のエネルギー計画においては、風力発電施設のリパワリング（設備更新）<sup>(39)</sup>のために必要な規定を都市計画法上設けることが掲げられていた。都市計画について定める建設法典の改正については検討が既に進められており<sup>(40)</sup>、それがこの脱原発を契機に、一連の法律の一つとして制定された。

建設法典の主要な改正点は、以下のとおりである。

- ・土地利用計画（Flächennutzungsplan）、地区詳細計画（Bebauungsplan）に記載する事項として、「気候変動対策、特に再生可能エネルギー又はコージェネレーションによる電力、温熱、冷熱の分散型又は集中型の生産、分配、利用又は貯蔵のための施設、設備その他の措置」を追加した（建設法典第5条、第9条）。
- ・建物に接し又は建物の上に設置した太陽光エネルギー発電施設を、地区詳細計画の適用外の

地域（Außenbereich）に特例的に設置することができるとした<sup>(41)</sup>（同第35条）。

- ・風力発電施設のリパワリングのために、土地利用計画及び地区詳細計画を修正することが法律の規定<sup>(42)</sup>に反しないように、特例規定を設けた（同第249条）。

## 6 船舶航行関連法令の第1次改正法

船舶航行関連法令の第1次改正法<sup>(43)</sup>は、2011年7月30日から施行されている。海上任務法（Seeaufgabengesetz）<sup>(44)</sup>の改正が、主要な内容である。

2010年のエネルギー計画において、洋上風力発電施設の許認可手続を迅速化するために、海上施設令（Seeanlagenverordnung）<sup>(45)</sup>の改正が予定されていた。海上施設令を改正するためには、その上位法である海上任務法を事前に改正しておく必要があることから、海上任務法が改正された。海上任務法の改正では、洋上風力発電施設の許認可のため、計画確定手続<sup>(46)</sup>を行うこととされた（海上任務法第9条）。

(38) *Wachstum. Bildung. Zusammenhalt. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP*, 17. Legislaturperiode, S.42. <<http://www.cdu.de/doc/pdfc/091026-koalitionsvertrag-cducsu-fdp.pdf>>

(39) リパワリングとは、古い風力発電施設を新しく高性能の風力発電施設に替えることであり、単体の風力発電施設をウィンドパークにすることも含まれる。

(40) 例えば、2010年6月から11月に、連邦建設省の委嘱により、専門家が「都市計画法に関するベルリン対話（Berliner Gespräche zum Städtebaurecht）」で検討を行い、報告書を出していた。今回の法改正は、この報告書に基づくものでもある。<<http://www.difu.de/publikationen/2010/berliner-gespraech-zum-staedtebaurecht.html>>

(41) 建設法典では、地区詳細計画の定められた地域においては、地区詳細計画の指定に反しない事業に限り許可されるが、地区詳細計画の適用区域外の地域（Außenbereich）においては、原則として建設が禁止されている。建設法典第35条第1項では、その特例として建設が認められる施設が掲げられている。例えば、農林業用の施設、発電施設がある。Ulris Battis et al, *Baugesetzbuch: BauGB*, München: Beck, 2009, S.475.

(42) 建設法典第35条（地区詳細計画の適用外の地域における建設）第3項第3文。地区詳細計画の適用外の地域における風力発電の建設は認められるが、土地利用計画又は国土計画において指定されている場所と違う場所で行われた場合には、公益に反するとされている。

(43) *Erstes Gesetz zur Änderung schiffahrtsrechtlicher Vorschriften vom 22. Juli 2011 (BGBl. I S.1512)*. この項の解説は、主に Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6077, 17/6364 による。

(44) *Gesetz über die Aufgaben des Bundes auf dem Gebiet der Seeschifffahrt*.

(45) 海上施設令は、排他的経済水域における洋上風力発電施設及び送電ケーブルの設置及び運用に関わる。

(46) 「3 送電網の整備を迅速化する措置を定める法律」の項の計画確定手続についての説明を参照。

## おわりに

2011年3月11日以降の福島第一原発事故後、ドイツでは脱原発の時期を早めることが短期間で決定され、脱原発を可能にするために再生可能エネルギーによる発電を促進する広範な立法措置がとられた。

ドイツにおける原発政策は、これまで政権与党の掲げる政策の影響を大きく受けてきた。脱原発は、緑の党やSPDの掲げる政策であり<sup>(47)</sup>、現在与党のCDUは、原発推進政党であった。今回、脱原発の世論が急速に高まったことから、奇しくもCDUがこれまでの方針を転換し、脱原

発を唱えることになった。だが、この脱原発の決定が可能であったのも、ドイツにおいては、再生可能エネルギーが1970年代末から注目されており、その頃から普及が少しずつ進んできたという背景が並行してあったことが大きいであろう。

特にドイツでは、1991年の電力供給法、それを引き継ぐ2000年以降の再生可能エネルギー法により、電力の固定価格買取制度はすでに定着しているといえる。この制度により、現在、ドイツの電力供給に占める再生可能エネルギーの割合は17%となっている。今回の立法措置により、再生可能エネルギーによる発電がどのように増えて行くかが注目される。

(わたなべ ふくこ)

---

(47) SPDは、当初は原子力の平和的な利用を謳っていたが、1970年代の反原発の世論、1980年からの緑の党の全国政党としての結党などを受けて、政策を少しずつ修正し、1986年の党大会で原子力からの撤退を決議した。その後、1990年代から、SPDが政権を持つ州において、「廃止に向けた法執行」が行われるようになった。ルドルフ・シュタインベルク（門田孝訳）「原子力廃止の法的問題」『先端科学技術と人権』信山社出版、2005、p.84.

# 原子力の平和的利用及びその危険に対する防護に関する法律 (原子力法) (抄)

Gesetz über die friedliche Verwendung der Kernenergie und den Schutz gegen ihre Gefahren  
(Atomgesetz)

調査及び立法考査局総合調査室 山口 和人訳

## 第7条 施設の許可

(1) 核燃料の生産、処理若しくは加工、若しくは核分裂のため又は使用済核燃料の再処理のための固定式の施設を設置、運転若しくはその他の形態で占有し、又は当該施設若しくはその運転に重要な変更を加える者は、許可を受けることを必要とする。電力の商業的生産を目的とする核燃料分裂施設及び使用済核燃料の再処理のための施設の設置及び運転に対しては、許可は与えない。施設又はその運転の重要な変更については、この限りでない。

(1a) 電力の商業的生産のための核燃料分裂施設の出産運転の権利は、附則3第2列において各施設について掲げる電力量又は第1b項の規定による譲渡に基づき生じる電力量が生産された場合に失効するが、次の各施設については、遅くとも各号に掲げる期日の経過とともに失効する。

1. ビブリスA、ネッカーヴェストハイム1、ビブリスB、ブルンスビュッテル、イザール1、ウンターヴェーザー、フィリップスブルク1及びクリュンメルの各発電所については、2011年8月6日
2. グラーフエンラインフェルト発電所については、2015年12月31日
3. グンドレミンゲンB発電所については、2017年12月31日
4. フィリップスブルク2発電所について

は、2019年12月31日

5. グローンデ、グンドレミンゲンC及びブロクドルフの各発電所については、2021年12月31日

6. イザール2、エムスラント及びネッカーヴェストハイム2の各発電所については、2022年12月31日

附則3第2列に掲げる電力量の生産は、測定装置によって測定しなければならない。第2文の規定による測定装置は、信頼性があり測定器検定を経たものでなければならない。信頼性があり測定器検定を経たもの以外の測定装置を使用してはならない。第2文に規定する測定装置を使用する者は、当該測定装置を遅滞なく設置し、接続するとともに、測定の正確性及び表示器の確実な読み取りが確保されるよう取り扱い、整備しなければならない。測定器検定法及び当該法律に基づき制定された測定器検定令の規定を適用する。許可を受けた者は、測定器検定を経た測定装置の規定に従った状態については毎暦年に専門家組織により、毎暦年に生産された電力量については1月以内に公認会計士又は会計監査協会により、審査及び証明を受けなければならない。

(1b) 附則3第2列に掲げる電力量は、譲り受ける施設が譲渡する施設よりも遅い時期に商業的な出力運転を開始した場合には、ある施設から他の施設にその全部又は一部を譲渡す

\* Atomgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 15. Juli 1985 (BGBl. I S. 1565), das durch Artikel 1 des Gesetzes vom 31. Juli 2011 (BGBl. I S.1704) geändert worden ist. 下線部は、第13次原子力法改正法による改正部分である。原子力法の他の条文については、山口和人「ドイツの脱原発政策のゆくえ」『外国の立法』244号、2010.6、pp.71-102.を参照。(http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/024407.pdf) インターネット情報は、2011年8月31日現在である。

ることができる。連邦環境、自然保護及び原子炉安全省が連邦首相府及び連邦経済及び技術省と協議の上同意した場合には、第1文の規定にかかわらず、電力量は、商業的な出力運転をより遅い時期に開始した施設からも譲渡することができる。譲渡する施設が出力運転を継続的に中止しており、かつ第3項第1文の規定による施設閉鎖の申請が行われている場合には、第2文の規定による同意は必要でない。附則3第2列に掲げる電力量は、第1a項第1文第1号から第6号までに掲げる施設から、出力運転の権利が消滅した後も、[本項]第1文から第3文までの規定に従って譲渡されることができる。

(1c) 許可を受けた者は、所轄の官庁に対して次のことを行わなければならない。

1. 毎月、附則3第2列と関連する第1a項の意味における、前月に生産された電力量を報告すること。
2. 第1a項第3文の規定による審査及び証明の結果を、それが出てから1月以内に提出すること。
3. 第1b項の規定による施設間で行われる譲渡を、その確定後1週間以内に報告すること。許可を受けた者は、第1文第1号の規定により行う、生産された電力量に関する最初の月例報告において、2000年1月1日から2002年4月末日までの間に生産され、公認会計士又は会計監査協会による審査及び証明を受けた電力量に関する報告を伝達しなければならない。最初の月例報告の期間は、2002年5月1日に開始する。第1文第1号から第3号までの規定により伝達された情報及びその都度なお存在する残余電力量の申告は、所轄官庁により、連邦官報に公示され、その際、第1文第1号にいう生産された電力量は、1暦年ごとに通算され、毎年連邦官報に公示されるが、

予定された残存稼働期間が6月に満たないときは、毎月公示される。

(1d) ミュールハイム・ケアリヒ原子力発電所については、附則3第2列に記載された電力量を、当該箇所に記載された原子力発電所に譲渡した後にのみこれらの発電所において生産することが許されるとの基準の下に、第1a項第1文、第1b項第1文から第3文まで及び第1c項第1文第3号の規定を適用する。

(1e) 所轄官庁は、2011年3月7日の法律（連邦法律公報I 338頁）第4条によって最終改正された2005年7月7日のエネルギー事業法（連邦法律公報I 1970頁、3621頁）第13条にいう電力供給システムの安全性若しくは信頼性の危険若しくは障害を防止するため、又は2006年10月31日の命令（連邦法律公報I 2407頁）第164条によって最終改正された1974年12月20日のエネルギー安全法（連邦法律公報I 3681頁）第1条にいう死活的重要性を有する需要に対するエネルギー供給の危機若しくは障害を防止するため、第1a項第1文第1号に掲げる施設のうち、所在地及び電力結合の点で適したものを、2013年3月31日が経過するまで、電力の生産のための運転能力のある状態に留めなければならないことを、2011年9月1日までに決定することができる（予備的運転）。第1文の規定による予備的運転が命じられた場合には、当該施設については、出力運転の権利は、予備的運転の権利として復活する。第1a項第2文から第7文まで、第1b項から第1d項まで及び附則3は、予備的運転には適用しない。

(2)～(6) (略)

### 第23c条 連邦ネットワーク庁の管轄

連邦ネットワーク庁は、第7条第1e項第1文の規定による決定について管轄権を有する。

## 附則 3 第 7 条第 1a 項の規定による電力量

施設名	2000 年 1 月 1 日以降の残余電力量 (テラワット)	商業運転の開始日
オーブリヒハイム	8.70	1969. 4. 1
シュターデ	23.18	1972. 5.19
ビブリス A	62.00	1975. 2.26
ネッカーヴェストハイム 1	57.35	1976.12. 1
ビブリス B	81.46	1977. 1.31
ブルンスビュッテル	47.67	1977. 2. 9
イザール 1	78.35	1979. 3.21
ウンターヴェーザー	117.98	1979. 9. 6
フィリップスブルク 1	87.14	1980. 3.26
グラフェンラインフェルト	150.03	1982. 6.17
クリュンメル	158.22	1984. 3.28
グンドレミンゲン B	160.92	1984. 7.19
フィリップスブルク 2	198.61	1985. 4.18
グローンデ	200.90	1985. 2. 1
グンドレミンゲン C	168.35	1985. 1.18
ブロクドルフ	217.88	1986.12.22
イザール 2	231.21	1988. 4. 9
エムスラント	230.07	1988. 6.20
ネッカーヴェストハイム 2	236.04	1989. 4.15
小 計	2,516.06	
ミュールハイム・ケアリヒ <sup>*)</sup>	107.25	
合 計	2,623.31	

- \*) ミュールハイム・ケアリヒ原子力発電所について表示されている電力量 107.25 テラワット時は、エムスラント、ネッカーヴェストハイム 2、イザール 2、ブロクドルフ並びにグンドレミンゲン B 及び C の各発電所に対して譲渡することができる。

(やまぐち かずと)

# 送電システムの整備を迅速化するための法律

Netzausbaubeschleunigungsgesetz Übertragungsnetz (NABEG)  
vom 28. Juli 2011 (BGBl. I S. 1690)

海外立法情報課 渡辺 富久子訳

## 【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 連邦部門計画
- 第3章 計画確定
- 第4章 共通規定
- 第5章 官庁及び審議会
- 第6章 制裁規定及び末尾規定

## 第1章 総則

### 第1条 原則

2011年7月26日の法律（連邦法律公報第I部1554頁）第1章により挿入された2005年7月7日のエネルギー事業法（連邦法律公報第I部1970頁）第12e条第2項第1文<sup>(1)</sup>に規定する州際間及び国際間の超高压送電線の整備の迅速化は、この法律で定める基準に従って行う。この法律は、法的安定性、透明性、効率性及び環境適合性を確保して送電システムを整備及び増強するための基本原則を定める。この法律が適用される送電線を実現することは、公益が優越するために必要不可欠である。

### 第2条 適用範囲；法規命令

(1) この法律は、エネルギー事業法第12e条第

4項第1文<sup>(2)</sup>に規定する連邦需要計画に関する法律で定める州際間又は国際間の超高压送電線の建設又は改修に限り適用する。

(2) 連邦政府は、連邦参議院の同意を必要とする法規命令により、第1項の送電線について、連邦ネットワーク庁による第3章の計画確定手続の実施を定める権限を有する。

(3) この法律の規定は、110キロボルト以上の定格電圧の高圧送電線及び鉄道用長距離送電線を第1項に規定する超高压送電線と併架することができる場合において、連邦部門計画又は計画確定手続の著しい遅滞が生じないように計画の申請が適時に行われるときには、これらの送電線の新設にも適用する。

(4) この法律は、電線整備法<sup>(3)</sup>で定める事業には適用しない。

### 第3条 概念の定義

(1) この法律において送電回廊（Trassenkorridore）とは、連邦部門計画の決定により指定された送電線建設予定地で、国土計画との適合性が確認されるべきもの又はこれが確認されたものをいう。

(2) この法律において団体とは、2010年8月11日の法律（連邦法律公報第I部1163頁）第11a章によって最終改正された2006年12月7日の環境・法的救済法（連邦法律公報第

(1) エネルギー事業法第12e条（連邦需要計画）第2項第1文。「規制官庁は、連邦需要計画の草案において、州際間及び国際間の超高压送電線・・・を定める。」以下、注はすべて訳者注である。

(2) エネルギー事業法第12e条第4項第1文。「連邦の立法者が連邦需要計画を制定したときには、そこで定める事業について、エネルギー経済上の必要性及び緊急の需要が確認されたものとする。」

(3) Gesetz zum Ausbau von Energieleitungen (Energieleitungsausbaugesetz - EnLAG) vom 21. August 2009 (BGBl. I S.2870.) 超高压送電線の整備を迅速化するために2009年に定められた法律。24の事業が附則に掲げられている。今回の送電システムの整備を迅速化する措置を定める法律は、手続をさらに迅速化しようとするものである。

I部2816頁)第3条<sup>(4)</sup>の規定により認定された環境団体で、その定款に定める任務がこの法律と関係するものをいう。

- (3) この法律において事業者とは、エネルギー事業法第12c条第4項第3文<sup>(5)</sup>の規定により送電系統の運用に責任を有する事業者をいう。

## 第2章 連邦部門計画

### 第4条 連邦部門計画の目的

エネルギー事業法第12e条第4項第1文に規定する連邦需要計画に関する法律で定める州際間又は国際間の超高压送電線に対しては、連邦部門計画によって送電回廊を指定する。送電回廊は、後の計画確定手続の基礎となる。

### 第5条 連邦部門計画の内容

- (1) 連邦ネットワーク庁は、エネルギー事業法第1条第1項<sup>(6)</sup>に規定する目的を達成するために、連邦需要計画で定める超高压送電線に対して、連邦部門計画において送電回廊を指定する。連邦ネットワーク庁は、送電回廊における事業の実施により公益又は私益が著しく侵害される可能性について審査する。連邦

ネットワーク庁は、特に、2009年7月31日の法律(連邦法律公報第I部2585頁)第9章によって最終改正された2008年12月22日の国土計画法(連邦法律公報第I部2986頁)第3条第1項第1号<sup>(7)</sup>に規定する国土計画の要件との適合性並びに国土計画法第3条第1項第6号<sup>(8)</sup>に規定する他の国土計画上の重要な計画及び措置との整合性を審査する。当該送電回廊の他に候補となり得る地域も、審査の対象とする。

- (2) 連邦部門計画においては、2011年7月28日の法律(連邦法律公報第I部1690頁)第6章によって最終改正された2010年2月24日の環境影響評価法(連邦法律公報第I部94頁)の規定による戦略的環境影響評価<sup>(9)</sup>を行わなければならない。
- (3) 連邦ネットワーク庁は、送電回廊を個別の部分に分けて、連邦部門計画を実施することができる。これは、事業者が当該申請をしていない場合についても適用する。

### 第6条 連邦部門計画の申請

連邦部門計画は、事業者の申請によって開始する。連邦ネットワーク庁は、事業が連邦需要計画で定められた後、エネルギー事業法第11条及び第12条<sup>(10)</sup>の規定により義務を負

- (4) 環境・法的救済法は、環境分野での団体訴訟制度を定める法律である。認定された団体は、環境団体訴訟を提起することができる。
- (5) エネルギー事業法第12c条第4項第3文。「監督官庁は、いずれの送電系統運用者が系統整備計画に記載された措置の実施に責任を有するかを決定することができる。」
- (6) エネルギー事業法第1条第1項。「この法律は、できる限り確実に、安価に、消費者に優しく、効率的及び環境適合的に、更に多くの再生可能エネルギーに由来する電気及びガスを公衆に供給することを目的とする。」
- (7) 国土計画法第3条第1項第1号。「国土計画の要件とは、国土計画の目的、基本原則及びその他の要件をいう。」
- (8) 国土計画法第3条第1項第6号。「国土計画上の重要な計画及び措置とは、国土計画、事業、国土を使用し又は国土開発若しくは当該地域の機能に影響を与えるその他の措置等の計画及びこのために計上された公的資金の投入をいう。」
- (9) 環境影響評価法第2条第4項によれば、戦略的環境影響評価とは、官庁、政府又は立法手続により採用された計画及びプログラムの官庁による許認可手続の一部である。交通計画、航空計画、国土計画、景観保護計画などに際して、その実施が義務付けられている。ドイツの環境影響評価の手続についての詳細は、モニカ・ベーム「ドイツにおける市民参加と戦略的環境影響評価」『環境と公害』37巻1号, 2007.7, pp.63-68.を参照。
- (10) エネルギー事業法第11条(エネルギー供給系統の運用)。第12条(送電系統運用者の任務)。

う事業者に対して、通知により、所定の適切な期限までに必要な申請を行うことを求めることができる。当該期限は、送電回廊の所在する州の国土計画を管轄する官庁に対して通知しなければならない。申請は、当面、送電回廊の個別の適切な部分に限定することができる。申請書には、第7条の規定による調査範囲の確定を可能とする事項を含むものとし、一般的に理解可能な形で予定事業を説明しなければならない。申請書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

1. 整備措置のために必要な送電回廊の提案及び当該送電回廊のほかに候補となり得る地域
2. 環境への明らかな影響及び国土計画上の利害対立を考慮した上で送電回廊の候補となる地域の中から当該送電回廊を選定した理由
3. 整備措置全体又は個別の部分について、第11条の規定による連邦部門計画の簡略手続を望む場合には、これに必要な要件

## 第7条 調査範囲の確定

- (1) 連邦ネットワーク庁は、申請を受理した後、遅滞なく、申請会議 (Antragskonferenz) を開催する。申請会議においては、送電回廊を指定するために行う連邦部門計画の対象及び範囲を検討するものとする。特に、申請された送電回廊と当該州の国土計画上の要件とがどの程度整合し又は整合させることができるか並びに環境影響評価法第14g条に基づく環境報告書<sup>(11)</sup>をいかなる範囲及び詳しさを記述するかについて検討する。申請会議は、同時に、環境影響評価法第14f条第4項第2文<sup>(12)</sup>

に規定する協議とする。

- (2) 事業者、その任務が影響を受ける官公庁 (Träger öffentlicher Belange)、特に地域計画 (Landesplanung) を管轄する州の官庁及び団体は、連邦ネットワーク庁により申請会議に招集され、団体及び官公庁に対しては、第6条の規定による申請書が送付される。申請会議への招集及び申請書の送付は、電子的に行うことができる。申請会議は公開とし、市民への周知は、連邦ネットワーク庁のホームページ及び申請された送電回廊からの影響を受けるおそれのある地域で普及している日刊の地方紙上で行う。
- (3) 送電回廊の指定が予定されている州は、第6条第6文第1号の提案を行うことができる。連邦ネットワーク庁は、事業者の申請に拘束され、州の提案には拘束されない。
- (4) 連邦ネットワーク庁は、申請会議の結果に基づいて、義務的裁量により、連邦部門計画の調査範囲を確定し、第8条の規定により事業者が提出しなければならない書類を指定する。
- (5) 調査範囲の確定は、申請後2か月以内に行わなければならない。
- (6) 秘密保持及びデータ保護に関する法令は、その適用を妨げない。
- (7) 第11条の規定による簡略手続の要件に該当する事実がある場合には、申請会議を行わないことができる。

## 第8条 書類

事業者は、申請会議の結果に基づいて、連邦ネットワーク庁の指定する適切な期限内に、送電回廊について国土計画上の判定及び

(11) 戦略的環境影響評価における手続の一部で、所轄官庁は、早期に、予定事業が環境に与える影響を評価した報告書を作成する。

(12) 環境影響評価法第14f (調査範囲の確定) 条第4項第2文。「所轄官庁は、… 関係官庁に対して、(調査範囲の) 確定のために、協議又は意見表明の機会を与える。」

戦略的環境影響評価に必要な書類を連邦ネットワーク庁に提出する。この場合においては、環境影響評価法第14g条第3項及び第4項<sup>(13)</sup>の規定を準用する。書類に営業秘密又は業務上の秘密が含まれる場合には、その旨を表示しなければならない。個人データ保護に関する規定は、これを遵守しなければならない。書類には、第4文の規定を遵守した上で、当該事業の国土計画上第三者への影響及びその範囲の可能性について、当該第三者が判断することができるよう、詳細な説明を添付しなければならない。連邦ネットワーク庁は、書類の完全性を審査する。

### 第9条 官庁及び市民の参加

- (1) 連邦ネットワーク庁は、完全な書類が提出された後、遅くとも2週間以内に、次項から第7項までの基準に従って、環境影響評価法第14h条<sup>(14)</sup>に規定する他の官庁を手続に参加させる。
- (2) 連邦ネットワーク庁は、官公庁に対して、連邦ネットワーク庁が指定する3か月を超えない期間内に、意見を表明するよう要請する。意見表明は、書面により又は電子的に行うことができる。第1文に規定する期間の経過後に提出された意見は考慮されないが、そこで提示された利害が連邦部門計画の合法性にとって重要な場合には、この限りでない。
- (3) 連邦ネットワーク庁は、完全な書類が提出された後、遅くとも2週間以内に、環境影響評価法第14i条<sup>(15)</sup>第2項の規定により縦覧に供しなければならない書類を連邦ネットワー

ク庁及び当該送電回廊に近い連邦ネットワーク庁の地方支分部局において1か月間縦覧に供することによって、環境影響評価法第14i条に規定する市民を手続に参加させる。連邦ネットワーク庁の地方支分部局が当該送電回廊の近くにない場合には、他の適切な機関において書類を縦覧に供する。縦覧については、連邦ネットワーク庁のホームページ及び公報において並びに当該事業の影響を受けるおそれのある地域で普及している日刊の地方紙上で公示しなければならない。縦覧開始の1週間前までに、計画の進捗に合わせて、送電回廊、事業者、書類の縦覧場所及び期間並びに異議申立期間を公示するものとする。

- (4) 書類は、縦覧を行う1か月間、インターネット上で周知しなければならない。インターネット上の周知については、第3項第3文及び第4文の規定を準用して公示しなければならない。
- (5) 秘密保持及びデータ保護に関する法令は、その適用を妨げない。
- (6) 団体を含めて、何人も、周知期間の経過後1か月以内に、第3項第1文及び第2文に規定する縦覧機関に対して、予定されている送電回廊について書面又は口頭で意見を表明することができる。第2項第3文の規定を準用する。市民参加による法的請求権は認められないが、事後の許可手続における権利の追求を妨げるものではない。
- (7) 第11条の規定による簡略手続の要件が存在する場合には、第1項から第6項までに規定する手続を行わないことができる。

(13) 環境影響評価法第14g条（環境報告書）第3項。「管轄官庁は、環境報告書において、暫定的に、…効果的な環境配慮という観点から、当該計画又はプログラムが環境に与える影響を評価する。」同条第4項。「管轄官庁が他の手続又は活動により得た情報は、…環境報告書に記載することができる。」

(14) 環境影響評価法第14h条（他の官庁の参加）。「管轄官庁は、環境及び健康に関する任務が計画又はプログラムによって影響を受ける官庁に対して、計画又はプログラムの草案及び環境報告書を送付し、当該官庁の意見を聴取する。」

(15) 環境影響評価法第14i条（市民の参加）。

## 第10条 協議期日

連邦ネットワーク庁は、適時に行われた異議申立てについて、事業者及び異議申立人と口頭で協議をする。次の各号のいずれかに該当する場合には、協議を行わないものとする。

1. 事業に対して異議申立てが行われなかった場合又は適時に行われなかった場合
2. 適時に行われた異議申立てが撤回された場合
3. 行われた異議申立てが私法の分野に関するもののみであった場合
4. すべての異議申立人が協議を放棄した場合

## 第11条 簡略手続

(1) 環境影響評価法第14d条第1文<sup>(16)</sup>の規定により戦略的環境影響評価が必要でない場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、連邦部門計画を簡略手続により行うことができる。

1. 整備措置が既存の高圧送電線又は超高压送電線で行われ、既存の電線を置き換え又は増強するものである場合
2. 整備措置が既存の高圧送電線又は超高压送電線に隣接して行われる場合
3. 整備措置が、国土計画法第3条第1項第7号に規定する国土整備計画(Raumordnungsplan)又は連邦送電系統計画(Bundesnetzplan)で指定された送電回廊で行われる場合  
簡略手続は、送電線の個別の部分に限定することができる。

(2) 連邦ネットワーク庁は、簡略手続において、州の管轄官庁と協議して、整備措置の国土計

画との適合性を確認する。

- (3) 簡略手続は、完全な書類が連邦ネットワーク庁に提出されてから3か月以内に終了しなければならない。第9条に規定する官庁及び市民の参加が行われた場合には、第1文の期間は4か月とする。

## 第12条 連邦部門計画の終了

(1) 連邦部門計画は、完全な書類が連邦ネットワーク庁に提出されてから6か月以内に終了しなければならない。

(2) 連邦ネットワーク庁の連邦部門計画に関する決定には、次の各号に掲げる事項をすべて含むものとする。

1. 連邦送電系統計画に採用する国土計画と適合した送電回廊及び州境点(Länderübergangspunkte)；送電回廊及び州境点は、地図上で適切に表示しなければならない。
2. 連邦送電系統計画に採用する送電回廊について、環境影響評価法第14k条及び第14l条<sup>(17)</sup>の規定による環境影響評価及び概要
3. 候補となり得る送電回廊の審査の結果  
決定には、国土計画との適合性の根拠を個別に付さなければならない。連邦ネットワーク庁は、連邦部門計画の終了後、エネルギー事業法第11条及び第12条の規定により義務を負う事業者に対して、通知により、所定の適切な期限までに計画確定のために必要な申請を行うことを求めることができる。当該期限は、送電回廊の所在する州の管轄上級官庁に対して通知しなければならない。

(16) 環境影響評価法第14d条(戦略的環境影響評価の義務の免除)第1文。「計画又はプログラムが…僅かしか修正されない場合又は地方の狭小な地域の利用を定める場合には、…個別の事前審査において当該計画又はプログラムの環境に甚大な影響を与えるおそれがある場合に限り、戦略的環境影響評価を行う。」

(17) 環境影響評価法第14k条(最終評価及び計画における評価結果の考慮)。第14l条(計画又はプログラムの採択に関する決定の公示)。

- (3) 第2項の規定にかかわらず、簡略手続においては、送電回廊を決定することを要せず、第11条第1項第1文第1号若しくは第2号にいう既存の送電線又は第11条第1項第1文第3号にいう国土整備計画若しくは連邦部門計画の結果のみを決定することができる。

### 第13条 決定の公示及び周知

- (1) 第12条第2項及び第3項の規定による決定は、第9条第1項に規定する参加者に対して、書面により又は電子的に送付しなければならない。
- (2) 決定は、第9条第3項にいう縦覧場所において6週間縦覧に供し、連邦ネットワーク庁のホームページで周知しなければならない。周知については、第9条第4項の規定を準用する。連邦ネットワーク庁は、第1文にいう縦覧及び周知について、少なくともその1週間前に、整備措置の影響を受けるおそれのある地域で普及している日刊の地方紙上において並びに連邦ネットワーク庁の公報及びホームページで公示する。
- (3) 秘密保持及びデータ保護に関する法令は、その適用を妨げない。

### 第14条 州による異議申立て

第12条第2項及び第3項の規定による決定の影響を受けるすべての州は、決定の通知後1か月以内に異議申立てを行う権限を有する。異議申立てには、理由を付さなければならない。連邦ネットワーク庁は、異議申立てを受けてから1か月以内に、意見を表明しなければならない。

### 第15条 連邦部門計画の拘束力

- (1) 第12条の規定による決定は、第18条以下第3章で定める計画確定手続に対して拘束力を有する。連邦部門計画は、原則として、地

域計画に優先する。

- (2) 第12条第2項の規定による決定の有効期間は、10年とする。連邦ネットワーク庁は、この期間をさらに5年間延長することができる。期間の延長は、判定の基準となる法律関係及び事実関係に変更がない場合に行うものとする。
- (3) 第12条の規定による決定は、直接的な外部効果を有さず、整備措置の許可決定に代わるものではない。第12条の規定による決定は、整備措置の許可決定に対する法的救済手続においてのみ審査することができる。

### 第16条 変更禁止

- (1) 連邦ネットワーク庁は、連邦部門計画の終了時に又は事後に、送電回廊の個別の部分について、当該電線について連邦内の需要の点から緊急の必要が認められる場合には、変更禁止 (Veränderungssperren) を命ずることができる。変更禁止は、次の各号に掲げる効力を有する。

1. 当該電線の建設と相いれない事業又は建造施設の不許可
2. 土地又は当該土地に存する建造物の価値を著しく又は本質的に上昇させるその他の変更の不許可

変更禁止の期間は、5年とする。連邦ネットワーク庁は、特別の事情がある場合には、この期間をさらに5年延長することができる。

- (2) 当該送電回廊に予定していた整備措置が他の方法で実現される場合又は最終的に実現されないことになった場合には、変更禁止を取り消さなければならない。これによって甚大な影響を受ける者がいる場合には、変更禁止は、申請により取り消さなければならない。

## 第 17 条 連邦送電系統計画

連邦部門計画で指定された送電回廊は、連邦送電系統計画（Bundesnetzplan）に採用される。連邦送電系統計画は、連邦ネットワーク庁が管轄する。連邦ネットワーク庁は、1年に1回、連邦送電系統計画を連邦官報で告示しなければならない。

## 第 3 章 計画確定

### 第 18 条 計画確定の必要性

- (1) 第 2 条第 1 項にいう送電線の建設、運用及び改修には、管轄官庁による計画確定を必要とする。
- (2) 事業者の申請により、送電線の運用のために必要な施設、特に変電設備及び系統連系点のための手続は、計画確定手続に統合することができ、計画確定によって許可することができる。
- (3) 計画確定における検討に際しては、事業により影響を受ける公益及び私益を考慮しなければならない。この法律で別段の定めがない限り、計画確定手続及びその関係手続については、エネルギー事業法第 5 部<sup>(18)</sup>の規定を準用する。

### 第 19 条 計画確定決定の申請

計画確定は、事業者の申請によって開始する。申請は、当面、送電回廊の個別の適切な部分に限定することができる。申請書には、第 20 条の規定による調査範囲の確定を可能とする事項を含むものとし、一般的に理解可能な形で予定事業を説明しなければならない。申請書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

1. ルートの提案及び当該ルートの他に候補となり得るルート
2. 環境への明らかな影響を考慮した上でルートの候補となるルートの中から当該ルートを選定した理由
3. 整備措置全体又は個別の部分について、第 25 条の規定による重要でない改修のみを行う場合には、これに必要な要件

### 第 20 条 申請会議、調査範囲の確定

- (1) 計画確定官庁は、申請を受理した後、遅滞なく、事業者並びに官公庁及び団体と申請会議を開催する。申請会議においては、環境影響評価法第 6 条<sup>(19)</sup>に規定する書類についてその対象、範囲及び方法並びに計画確定にとって重要なその他の問題を検討する。
- (2) 事業者、団体及び官公庁は、申請会議に招集され、団体及び官公庁に対しては、申請書が送付される。申請会議への招集及び申請書の送付は、電子的に行うことができる。申請会議は公開とし、市民への周知は、計画確定官庁の公報及びホームページ並びに当該事業の影響を受けるおそれのある地域で普及している日刊の地方紙上で行う。
- (3) 計画確定官庁は、申請会議の結果に基づいて、計画確定の調査範囲を確定し、第 21 条の規定により事業者が提出しなければならない書類を指定する。調査範囲の確定は、申請後 2 か月以内に行わなければならない。
- (4) 秘密保持及びデータ保護に関する法令は、その適用を妨げない。
- (5) 第 25 条の規定による要件に該当する事実がある場合には、申請会議を行わないことができる。

(18) エネルギー事業法第 5 部（計画確定、道路使用）。

(19) 環境影響評価法第 6 条（事業者の提出書類）。

**第 21 条 計画及び書類の提出**

- (1) 事業者は、第 20 条第 3 項に規定する申請会議の結果に基づいて作成した計画を、公聴手続の実施のために、計画確定官庁に提出する。
- (2) 計画は、事業、当該事業を行う理由並びに事業を実施する土地及び敷地を記載した図及び説明で構成される。
- (3) 計画確定官庁は、事業者に鑑定書の提出を要求し又は鑑定書を入手することができる。書類に営業秘密又は業務上の秘密が含まれる場合には、その旨を表示しなければならない、データ保護に関する規定を遵守しなければならない。
- (4) 環境影響評価法第 6 条の規定により提出しなければならない書類については、環境影響評価法第 5 条<sup>(20)</sup>及び第 14f 条第 3 項<sup>(21)</sup>の基準に従って、連邦部門計画のために提出された書類を用いることができる。
- (5) 計画確定官庁は、受理後 1 か月以内に、書類の完全性を審査しなければならない。完全性の審査には、書類の形式的完全性及び信頼性の審査を含む。書類に不備がある場合には、計画確定官庁は、事業者に対して、遅滞なく、適切な期間内に書類を追完するよう要請しなければならない。完全性の審査終了後、計画確定官庁は、事業者に対して、書類が完全であることを書面で承認しなければならない。

**第 22 条 公聴手続**

- (1) 計画確定官庁は、第 21 条の規定による完全な書類の受理後 2 週間以内に、次の各号に掲げる機関に対して、書面により又は電子的

に書類を送付する。

1. 申請された事業により影響を受ける官公庁
  2. 団体
- (2) 計画確定官庁は、事業により影響を受ける州の国土計画を管轄する官庁を含む官公庁に対して、計画確定官庁が指定する 3 か月を超えない期間内に、意見を表明するよう要請する。連邦部門計画の対象事項及び連邦部門計画で既に意見を表明することのできた事項については、第 1 文の意見表明を行うことができない。意見表明は、書面により又は電子的に行うことができる。第 1 文に規定する期間の経過後に提出された意見表明は考慮されないが、そこで提示された利害が決定の合法性にとって重要な場合には、この限りでない。
  - (3) 計画確定官庁は、第 21 条の規定による完全な書類の受理後 2 週間以内に、エネルギー事業法第 43a 条第 1 号<sup>(22)</sup>の規定に従った書類を、周知のために 1 か月間縦覧に供する。縦覧については、計画確定官庁の公報及びホームページにおいて並びに当該事業の影響を受けるおそれのある地域で普及している日刊の地方紙上で公示しなければならない。縦覧開始の 1 週間前までに、計画の進捗に合わせて、送電回廊、事業者、書類の縦覧場所及び期間並びに異議申立期間を公示するものとする。
  - (4) 計画は、縦覧を行う 1 か月間、インターネット上で周知しなければならない。周知については、第 3 項第 2 文及び第 3 文の規定を準用して公示しなければならない。
  - (5) 秘密保持及びデータ保護に関する法令は、その適用を妨げない。

(20) 環境影響評価法第 5 条（提出しなければならないことが予想される書類の事前教示）。

(21) 環境影響評価法第 14f 条（調査範囲の確定）第 3 項。「計画及びプログラムが、多段階の計画及び許可手続の一部である場合には、重複審査を避けるために、調査範囲の確定において、どの段階において特定の環境影響が重点的に審査されるべきかを定める。」

(22) エネルギー事業法第 43a 条（公聴手続）第 1 号。「…縦覧は、事業の影響を受けるおそれのある市町村において、計画書の提出後 2 週間行われる。」

- (6) その利害が事業により影響を受ける者は、何人も、第3項第1文に規定する縦覧期間の経過後2週間以内に、計画確定官庁に対しては書面で、縦覧機関に対しては口頭で、計画について異議申立てを行うことができる。第1文の規定は、団体について準用する。
- (7) 計画確定官庁は、協議を行う。この場合においては、行政手続法第73条第6項第1文から第5文<sup>(23)</sup>までの規定を準用する。
- (8) 第25条の要件に該当する事実がある場合には、公聴手続及び協議を行わないことができる。

### 第23条 環境影響評価

環境影響評価法の規定による環境影響評価は、連邦部門計画で行った戦略的環境影響評価に基づいて、申請された送電線による付加的な環境影響その他の甚大な環境影響に限定して行うことができる。

### 第24条 計画確定決定

- (1) 計画確定官庁は、計画を確定する（計画確定決定）。
- (2) 計画確定決定は、事業者、関係者及び異議申立てについて決定を受けた者に対して送付する。この場合においては、行政手続法第74条第5項の規定<sup>(24)</sup>を適用する。
- (3) 決定の原本は、法的救済手続についての教示を添えて、計画確定官庁及び縦覧場所において2週間縦覧に供する。縦覧の場所及び時間は、事業の影響を受けるおそれのある地域で普及している日刊の地方紙上並びに計画確

定官庁の公報及びホームページで公示しなければならない。計画確定決定は、縦覧を行う間、インターネット上で周知しなければならない。周知については、第22条第3項の規定を準用する。

- (4) 秘密保持及びデータ保護に関する法令は、その適用を妨げない。

### 第25条 重要でない改修

重要でない改修又は拡張は、計画確定手続によらず、届出によって許可することができる。次の各号に掲げる要件すべてに該当する場合に限り、改修又は拡張が重要でないものとする。

1. 環境影響評価法の規定により環境影響評価を行わなければならない改修又は拡張でない場合
2. 他の公益に影響を与えない場合又は必要な官庁の決定があり、当該決定が計画に反しない場合
3. 他人の権利を侵害しない場合又は計画の影響を受ける当事者と適切な契約が締結された場合

事業者は、計画確定官庁に対して措置の予定を届け出る。届出には、予定された改修が重要でないことが分かる説明を十分に添えなければならない。特に、環境に与えるおそれがある影響を記さなければならない。計画確定官庁は、1か月以内に、届出ではなく計画認可手続<sup>(25)</sup>若しくは計画確定手続を行わなければならないか、又は当該措置は形式的手続を免除されるか<sup>(26)</sup>について決定する。この決定は、

(23) 行政手続法第73条は、計画確定手続における公聴手続について定めている。同条第6項は、事業者の計画の周知後、異議申立てがあった場合の関係者による協議とその公示について定めている。

(24) 行政手続法第74条は、計画確定手続における計画確定決定について定めている。第5項は、計画確定決定を事業者や関係者などに送付しなければならない場合に、事業者以外の送付先が50件を超える場合には、決定の送付に代えて、公の周知とすることができる旨を定めている。

(25) Plangenehmigungsverfahren. 環境影響評価を義務付けられていない等の事業には、計画確定手続を簡略化した計画認可手続が認められている（行政手続法第74条）。

事業者には通知しなければならない。

## 第 26 条 2 以上の事業の包括手続

連邦送電系統計画に採用した超高圧送電線の計画確定手続において、第 2 条第 2 項の規定により併架する場合には、連邦送電系統計画に掲げられていない 110 キロボルト以上の定格電圧の高圧送電線並びに鉄道用長距離送電線の建設、運用及び改修の手続を併せた包括的な決定を申請することができる。行政手続法第 78 条<sup>(27)</sup>は、その適用を妨げない。計画確定手続は、この法律の基準に従う。連邦ネットワーク庁以外の官庁が管轄する場合には、この官庁については、第 3 章の基準を適用する。

## 第 27 条 事前の占有指定及び収用手続

- (1) 事業者は、第 22 条の規定による公聴手続が終了した後、事前の占有指定を要求することができる。事前の占有指定手続は、手続の段階に応じて予想される計画確定決定に基づくことを基準として、エネルギー事業法第 44b 条<sup>(28)</sup>の規定を適用する。占有指定決定は、計画確定決定によって追認されることを条件として行わなければならない。そうでない場合には、事前の占有指定手続は、事後に行われた計画確定決定に基づいて補完しなければならない。
- (2) 事業者は、第 22 条の規定による公聴手続が終了した後、事前の収用手続を要求することができる。収用手続は、手続の段階に応じ

て予想される計画確定決定に基づくことを基準として、エネルギー事業法第 45 条<sup>(29)</sup>の規定を適用する。収用決定は、計画確定決定によって追認されることを条件として行わなければならない。そうでない場合には、収用手続は、事後に行われた計画確定決定に基づいて補完しなければならない。

## 第 28 条 国土計画手続の施行

2009 年 7 月 31 日の法律（連邦法律公報第 I 部 2585 頁）第 21 章によって最終改正された 1990 年 12 月 13 日の国土計画令（連邦法律公報第 I 部 2766 頁）第 1 条第 2 文第 14 号の規定と関連した国土計画法第 15 条<sup>(30)</sup>第 1 項の規定にかかわらず、連邦送電系統計画で送電回廊又はルートが指定された超高圧送電線の建設又は改修については、国土計画手続（Raumordnungsverfahren）を行わない。これは、第 15 条第 2 項の規定による有効期間の経過後は、適用しない。

## 第 4 章 共通規定

### 第 29 条 プロジェクト管理者

所轄官庁は、次の各号に掲げる手続の準備及び実施を、事業者の提案又は同意に基づき及び事業者の費用負担により、第三者に委託することができる。

1. 手続の段階及びその日程表を付した手続実施計画の作成
2. 日程表管理

(26) 行政手続法では、原則として形式的な手続を定めないとしている（第 10 条）。特定の要件に該当する事実がある場合にのみ、形式的行政手続（第 63 条）及び計画確定手続（第 72 条）を定めている。形式的行政手続は、他の法律が行政手続法を引用すれば足りるという便宜のために設けられたものであるが、実際にこの規定を引用している連邦法・州法はほとんどない。Ulrich Ramsauer et al., *Verwaltungsverfahrensgesetz*, München: Beck, 2010. S.1271f.

(27) 行政手続法第 78 条（2 以上の事業の包括手続）。

(28) エネルギー事業法第 44b 条（事前の占有指定）。

(29) エネルギー事業法第 45 条（収用）。

(30) 国土計画法第 15 条（国土計画手続）。

3. 必要な専門家の鑑定書の手配
4. 公聴報告書の案
5. 提出された意見の最初の評価
6. 協議の組織上の準備
7. 協議の実施

第12条第2項の規定による連邦部門計画の決定及び第24条第1項の規定による計画確定申請に関する決定は、管轄官庁に限り行う。

### 第30条 手数料を徴収する職務行為

(1) 連邦ネットワーク庁は、次に掲げる職務行為に対して、この法律に基づいて手数料を徴収する。

1. 第11条第2項の規定による簡略手続における国土計画との適合性の確定
2. 第12条第2項第1文の規定による決定
3. 第24条第1項の規定による計画確定
4. 第25条第6文の規定による決定

第1項に掲げる職務行為に対する申請が処理の開始後に取り消された場合には、当該職務行為の全体に定められている手数料のうち、処理された部分に相当する額を徴収しなければならない。官庁の管轄違い以外の理由で拒否された申請については、手数料を全額徴収しなければならない。手数料は、公正である場合には、これを減額し又はその徴収を免除することができる。

(2) 手数料の額は、計画するルートとの距離に比例して定める。連邦部門計画の場合には、その額は、ルートの起終点の地理的な距離（直線距離）を基準とする。第1項第2号の規定による職務行為の手数料は、1キロメートルにつき3万ユーロとする。計画確定の場合には、手数料は、連邦部門計画で指定した送電回廊の中央の線の距離に比例して定める。第1項第3号の規定による職務行為の手数料は、1キロメートルにつき5万ユーロとする。第

1項第1号及び第4号の規定による決定の場合には、1キロメートルにつき1万ユーロとする。

(3) 第1項第2号及び第3号の規定による職務行為の手数料は、分割して徴収する。第1項第2号の規定による職務行為の手数料については、3分の1を申請後1か月以内に、3分の1を申請後1年以内に、3分の1を手続終了時に納付しなければならない。第1項第3号の規定による職務行為の手数料については、5分の1を申請後1か月以内に、5分の1から5分の3をそれぞれ順に半年ごとに、遅くとも手続終了時に残りの5分の1と同時に納付しなければならない。

(4) 州の管轄官庁による職務行為の手数料は、州の行政費用法に基づく。

## 第5章 官庁及び審議会

### 第31条 管轄官庁

(1) この法律で定める任務は、連邦電力・ガス・通信・郵便・鉄道ネットワーク庁（連邦ネットワーク庁）及び第2項の基準により州の管轄官庁が行う。

(2) 第2条第2項に基づく法規命令により、計画確定手続の実施が連邦ネットワーク庁に委任されなかった場合には、州法に基づいて管轄する官庁は、第3章の規定に基づいて、この法律の適用範囲内のすべての事業の計画確定手続を実施する。

(3) 連邦ネットワーク庁は、連邦経済・技術省及び連邦環境・自然保護・原子炉安全省に対して、個人を特定しない方法により、連邦部門計画及び計画確定の手続の進捗を報告する義務を負う。

### 第32条 連邦部門計画審議会

(1) 連邦ネットワーク庁に連邦部門計画審議会

- を常設する。審議会は、連邦ネットワーク庁、州及び連邦政府の代表で構成する。
- (2) 連邦部門計画審議会の任務は、連邦ネットワーク庁に対して、連邦部門計画の基本問題、連邦送電系統計画の作成及び計画確定の基本原則について助言することとする。連邦部門計画審議会は、連邦ネットワーク庁から一般的な情報や意見を徴する権限を有する。この場合には、連邦ネットワーク庁及び州の管轄官庁は、個人を特定しない方法により、相互に情報を提供する義務を負う。
- (3) 連邦部門計画審議会は、定例会を開く。連邦ネットワーク庁又は2以上の州が会議の開催を書面により要求する場合には、会議の日程を定めなければならない。定例会は、非公開とする。
- (4) 連邦部門計画審議会は、議事規則を定める。

## 第6章 制裁規定及び末尾規定

### 第33条 過料規定

- (1) 故意又は過失により次の各号に掲げる行為をした者は、秩序違反とする。
1. 第8条第1文の規定に違反して、書類を適切に提出しない者

2. 第18条第1項の規定による計画確定なしに、電線を建設、運用又は改修する者
  3. 第21条第1項の規定に違反して、同項で掲げる計画を適切に提出しない者
  4. 第25条第6文の規定による許可なしに、重要でない改修又は拡張を行う者
- (2) 前項の違反行為をした者は、10万ユーロ以下の過料に処することができる。
- (3) 秩序違反法第36条第1項第1号<sup>(31)</sup>にいう行政官庁は、連邦ネットワーク庁及び州の計画確定の管轄官庁とする。

### 第34条 強制金

連邦ネットワーク庁は、その命令、特に第6条第2文及び第12条第2項第2文<sup>(32)</sup>に基づく申請の期限についての命令を、行政措置の執行に適用する規定に従って、強制することができる。強制金<sup>(33)</sup>の額は、1,000ユーロ以上25万ユーロ以下とする。

### 第35条 経過規定

この法律の規定にかかわらず、既存の許認可及び計画確定決定並びに現在行われている計画確定手続は、その続行を妨げない。

(わたなべ ふくこ)

(31) 秩序違反法第36条は、過料手続における管轄官庁について定めている。

(32) 原文には「第12条第2項第2文」とあるが、「第12条第2項第3文」と思われる。

(33) Zwangsgeld. 行政執行法第11条に定められるもので、行政決定を強制するための手段の1つ。